# 車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)運転技能講習
# 受講申込書

（表面）

下記、太枠内を全てご記入ください。

| 写真(ｶﾗｰ) |
|---|
| 3.0×2.4 ㎝<br>裏面に氏名を記入してのりづけ（１枚） |

※申請前６ヵ月以内に撮影した上三分身正面脱帽のもの。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ※受付番号 | | 受講年月日<br>(講習開始日) | 平成　　年　　月　　日 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ﾌﾘｶﾞﾅ | | 申込み内容について事実と相違ありません。<br>印 | 生　年　月　日 | 本人連絡用電話番号 |
| 氏　名 | | | 昭和<br>平成　　年　　月　　日<br>(　　歳) | |
| 現住所 | 〒　　－ | | 受講票を、受講者の現住所に送付希望の方のみチェック下さい。□<br>**※修了証は原則、所属事業場にお送りします。** | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 所属事業場 | 会社名 | | 会員(いずれかに○をつけてください) |
| | 住　所<br>電　話<br>ＦＡＸ<br>担当者 | 〒 | ・建災防熊本県支部<br>［建設業許可番号：　　］<br>・鳶工業組合　・左官協同組合<br>・管工事組合　・電気工事組合<br>・法面保護協会<br>・非会員(上記以外) |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 受講資格 | 裏面記載の【受講資格】を参照し、該当する記号を○で囲み、証明書類を添付して下さい。 | | | |
| | ① | 合格証の写しを添付して下さい | ③ | 経験年数　　年　　ヵ月<br>・自動車運転免許証と該当する特別教育の修了証の写しを添付してください。<br>・下記の事業主証明が必要です。 |
| | ② | 自動車運転免許証を添付して下さい | ④ | 修了証の写しを添付して下さい |

| | |
|---|---|
| **※上記資格で③に該当する方のみ**<br>**事 業 主 証 明**<br>(受講者が事業主または一人親方(個人)の場合は第三者の方の署名・捺印が必要です。) | 記載の作業経験に相違ないことを証明します。<br>所属<br>住所　　印<br>氏名 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 助成金<br>(詳細裏面) | ・申請する<br>・申請しない<br>(どちらかに○) | “申請する“に○をつけた方のみ<br>労働局に計画届は出しましたか？<br>はい　・　いいえ<br>“いいえ”の方には計画届の様式をお渡しします。 | CPDS 受講証明<br>(詳細裏面) | 要　・　不要<br>(どちらかに○) |

※本申込み用紙にて提供していただいた個人情報は、合格時の修了証に記載、将来の再交付、助成金申請書類のためのものであり、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

| 協会使用欄 | |
|---|---|
| 修了証番号 | |
| 修了証交付日 | 平成　　.　　. |
| 受講日 | 自)　　.　　. |
| | 至)　　.　　. |
| 講習時間 | 学科 10 時間　実技 5 時間 |
| 受講料 | 円 |
| 委託費 | 円 |

必要事項をご記入の上、
①受講料及びテキスト代、②受講資格の証明書類のコピー、③本人確認書類、と一緒に下記までご持参いただくか、郵送にてお申し込みください(郵送の場合、①をお振込みの上、②・③と領収証コピーをご送付ください)。


## 建設業労働災害防止協会　熊本県支部

〒862－0976　熊本市中央区九品寺 4－6－4
電　　話　096－371－3700　　FAX　096－364－2020
振 込 先　肥後銀行　県庁支店(普) 129604

## 【受講資格】(次のいずれかに該当する者)

① 建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定のうち、1 級の技術検定に合格し実技試験でトラクター系もしくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかった者、又は 2 級の技術検定で第 4 種から第 6 種までの種別に合格した者
② 大型特殊自動車の免許を有する者
③ 大型自動車免許又は、中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、小型車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)運転特別教育又は車両系建設機械(解体用)運転特別教育又は不整地運搬車特別教育修了後、運転の業務に 3 ヵ月以上従事した経験を有する者
④ 不整地運搬車運転技能講習を修了した者

## 【一部免除】上記【受講資格】①に該当する方

※ 下記の助成金制度を利用される場合は、上記の一部免除対象者は、カリキュラムの都合上、免除価格でのお申し込みはできません。

### 人材開発支援助成金（技能講習建設労働者技能実習コース）(経費助成・賃金助成)

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)はとは、雇用する建設労働者に有給で技能講習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して経費及び賃金の一部が助成される制度です。

● 受給資格　下記の要件（①～③）を全て満たす場合です。
① 資本金の額若しくは出資の総額が 3 億円以下、又は常用雇用する労働者数 300 人以下の建設事業主
② 「建設の事業」の雇用保険料率の適用を受ける建設事業主(平成 30 度雇用保険料率：12/1000)
③ ①、②に該当する事業所の労働者で、雇用保険被保険者である者が受講し、かつ受講当日の賃金が支払われていること。

● 助成額(条件によって異なります※詳しくは厚生労働省ＨＰでご確認ください)
・経費助成・・・20 人以下の中小建設事業主　75%～90%
20 人以上の中小建設事業主
○35 歳未満 70%～85%　○35 歳以上 45%～60%
・賃金助成・・・一人あたり日額 6,650 円～9,600 円

● 手続きについて
**申請する場合は、受講申込書(表面)の助成金欄の“申請する”に○をして下さい。**
計画届を実施日の 1 週間前まで、支給申請書を講習終了後 2 か月以内に管轄労働局に提出する必要があります(期限厳守)。計画届を申込み時に(労働局へ未提出の場合のみ)、支給申請書類を講習最終日にお渡しいたします。
※計画届は講習申込みよりも前に労働局へ提出することもできます。様式は厚生労働省ＨＰよりダウンロードしてご利用ください。

### ＣＰＤＳ学習履歴の証明について

ＣＰＤＳとは、(社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度で、土木施工管理技士に必要な技術力の向上のために加入者が講習会などで学習をした場合に、学習の記録を連合会に登録し、必要な時、連合会が学習履歴証明書を発行するシステムです(別名：継続教育)。

●対象者：　ＣＰＤＳ加入者(個人)

●手続きについて（ＣＰＤＳ受講証明が必要な場合）
申請書(表面)のＣＰＤＳ受講証明欄の“要”に○をして下さい。
講習最終日に受講者に受講証明書をお渡しします。